

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」
令和2年度実施状況

令和4年3月
枕崎市企画調整課

【目次】

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて	1
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 重点的に取り組むこと	
(4) 進行管理	
2. プランの推進体制について	2
3. プランの事業実績に対する評価について	2
(1) 評価の流れ・評価方法	
4. 評価結果	7
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価	
(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	
5. 参考資料	35
(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程	
(2) 枕崎市男女共同参画推進条例	

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて

枕崎市では、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組を進めてきました。

この取組を更に前進させるため、平成24年3月には「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

「男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の『男女共同参画社会』の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むこととして11の項目に基づく各事業を実施しています。

(1) 基本理念

男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

(2) 基本目標

- ・男女共同参画社会についての理解の浸透
- ・男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

(3) 重点的に取り組むこと

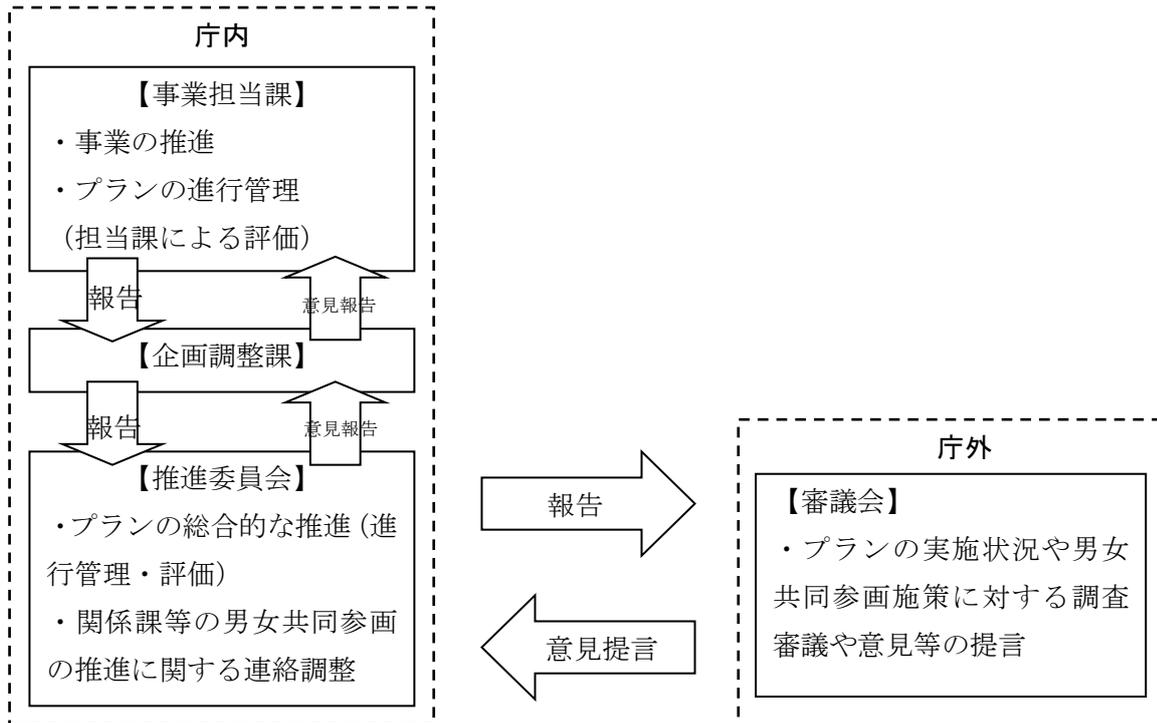
- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(4) 進行管理

「第2次枕崎市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」の計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間となっています。

プランの進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長級を委員として構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」や庁外の方で組織される「枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

2. プランの推進体制について



3. プランの事業実績に対する評価について

(1) 評価の流れ・評価方法

① 一次評価 (担当課)

担当課が前年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業について、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「事業評価シート」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、塗りつぶされている部分です。

- ・担当係, 担当者氏名, 内線
- ・対象事業名, 実施した内容 (実績)
- ・担当課評価 (1) 事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ・担当課評価 (2) 事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題

評価対象の事業は49事業 (※複数の課が担当となっている事業もある), 担当課等は11課等となっています。

(ア) 事業評価シート

調査年度	令和〇〇年度	担当課	企画調整課	担当係	政策推進係		
対象年度	平成△△年度	担当者氏名	枕崎 太郎	内線	219		
プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと	1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成					
実施事業	No. 1 男女共同参画に関する研修会の実施						
男女共同参画の視点に立った事業の必要性	男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画社会について「正しい」理解を深める必要がある。 学習内容によっては一人ひとりの男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるので、学習内容の企画にあたっては、男女共同参画社会基本法の基本理念(※1)を踏まえた上で、固定的性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な家族像等により「あるべき姿」を無意識に強調するものではないか等に配慮する。 特に、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究する。 学習機会の提供(実施)にあたっては、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や若年層の参加促進に努めるとともに、子育て期にある人や障害のある人など、多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行い、参加機会の不平等がないよう配慮する。 また、市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画の意識の涵養(※2)を図る職員研修を実施する必要がある。						
対象事業名	・男女共同参画研修会の開催						
実施した内容(実績)	【男女共同参画研修会】(職員研修) ・日時:平成△年□月×日(火)午前と午後の2回開催 ・参加者:53名(男性37名,女性16名) ・内容:これまでの私を振り返るつぶやきワークショップ ・講師:枕崎 花子さん(オフィス枕崎) 【男女共同参画フォーラム】 ・平成△△年度は、県のアドバイザー派遣事業と調整がつかず開催なし						
担当課評価(1)事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。 ※ ○:(配慮した), ×:(配慮しなかった), —:(該当しない)							
○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。						
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。						
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。						
○	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。						
○	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。						
○	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。						
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV, セクシュアル・ハラスメント, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※3)など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。						
○	⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。						
○ (配慮した)	8	× (配慮しなかった)	0	— (該当しない)	0	配慮度	100.0%
担当課評価(2)事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。							
・職員研修を午前と午後の2回開催することで、より多くの職員が参加できた。過去の研修会参加状況を知らせることで未受講者の参加へつながった。今後も参加しやすい環境を作ることで、より多くの職員が参加できるようにしたい。							

(イ) 配慮項目

事業の企画や実施にあたっての配慮項目は下記の①～⑧のとおり設定しています。

① 事業企画時の内容への配慮

事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定概念が反映されないよう注意を払った。

② 家族形態・生活形態の多様化への配慮

事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。

③ 事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮

事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。

④ 男女共同参画を直接的なテーマとする研修内容

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。

⑤ 研修内容への配慮

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。

⑥ アンケート等による男女別データの現状把握

実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。

⑦ 資料作成・広報時の表現への配慮

事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]など）、男女の人権の尊重に抵触しないか、その表現についての注意を払った。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利。

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題などがある。

⑧ 事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況

事業年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。

(ウ) 配慮度 (%)

① 担当課評価

配慮項目①～⑧について「○：配慮した」、「×：配慮しなかった」、「－：該当しない」で評価しています。

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、配慮度 (%) が自動算出されます。

配慮度は「－：該当しない」項目を除いたもののうち、「○：配慮した」項目の割合によって算出されます。

② 二次評価

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」、「－（評価できない）」の6段階の評価を行っています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D
実施していない場合	未実施
該当事業がない場合	－（評価できない）

1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業がある場合は、各担当課の配慮度をもとに企画調整課が事業ごとの配慮度の評価を行っています。

③ 三次評価（推進委員会への報告）

プランの「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度を算出し、それに基づき「A～D」の4段階で評価しています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D

また、事業実績について、プランの「重点的に取り組むこと」ごとに進捗状況の評価しています。

取りまとめたプランの進捗状況は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

④ 審議会による評価（外部評価）

プランの進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する審議会に報告し、意見等をいただいています。

審議会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者9名、一般公募2名の計12名による委員で構成されています。

⑤ 担当課へのフィードバック・公表

審議会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、事業実施状況に審議会の意見を付して、市のホームページで公表します。

4. 評価結果

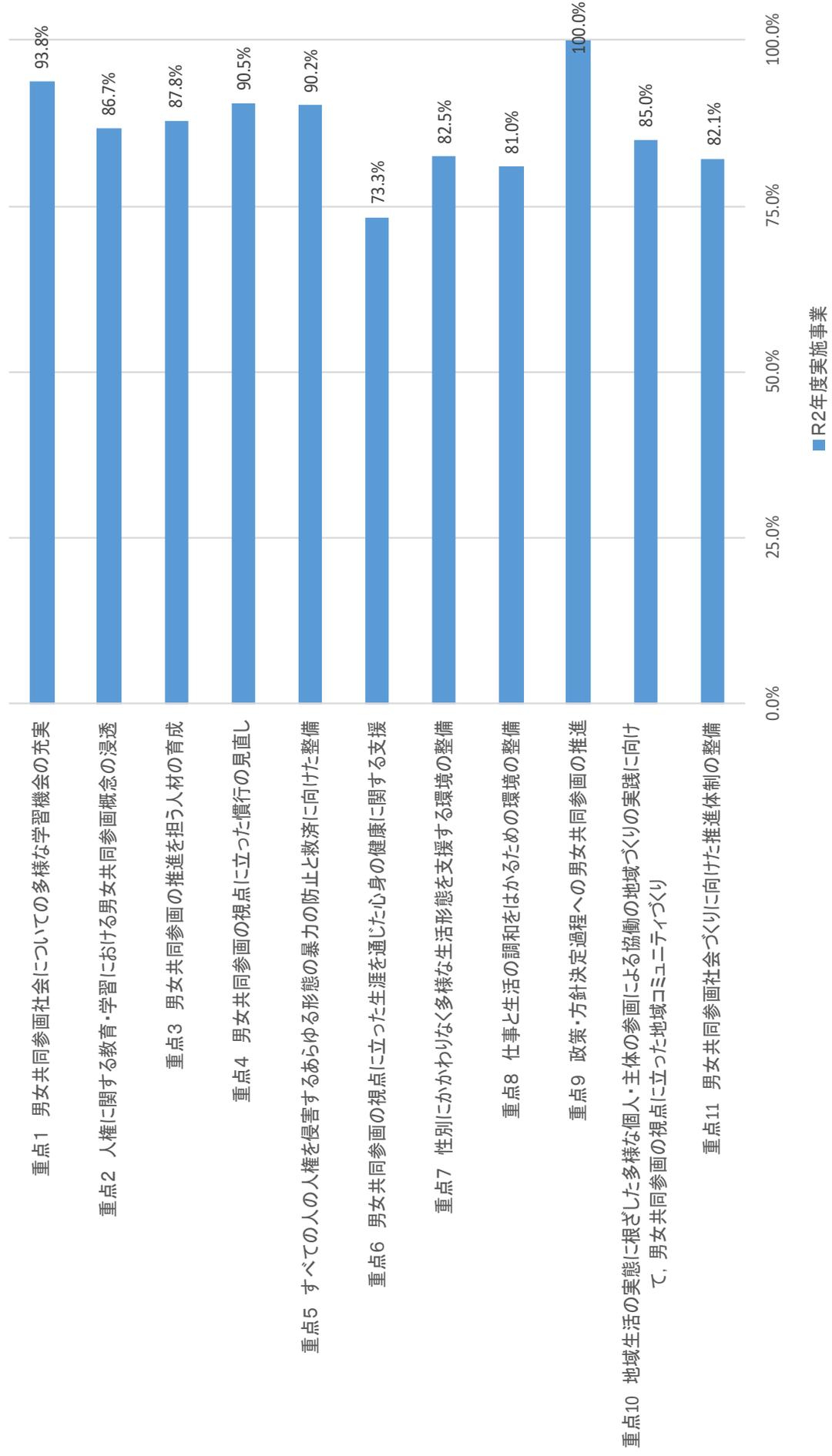
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価

重点的に取り組むこと		配慮度	評価
重点1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%	A
重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	86.7%	A
重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.8%	A
重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%	A
重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	90.2%	A
重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	73.3%	B
重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	82.5%	A
重点8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	81.0%	A
重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%	A
重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	85.0%	A
重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	82.1%	A

【参考：配慮度の高い順に並び替えたもの】

	重点的に取り組むこと		配慮度
1	重点9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%
2	重点1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%
3	重点4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%
4	重点5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	90.2%
5	重点3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	87.8%
6	重点2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	86.7%
7	重点10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	85.0%
8	重点7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	82.5%
9	重点11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	82.1%
10	重点8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	81.0%
11	重点6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	73.3%

「重点的に取り組むこと」ごとの男女共同参画の視点の配慮度 (重点取り組みごと)



(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果

【重点的に取り組むこと1】男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催 ・男女共同参画研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
3	教育現場における社会福祉教育の充実	・ボランティア体験学習 ・社会福祉についての学習 ・職場体験学習 等	学校教育課	—	—	※各学校において実施
重点的に取り組むこと1・配慮度				93.8%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：2事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮項目	15	1	0
重点的に取り組むこと1・配慮度（15/16）	93.8%		A

③ 主な取組状況

- ・ 市内の小・中・高校の養護教諭を対象にした男女共同参画研修会（17名参加）は、LGBTの基本的なことについて、当事者である講師による研修会を行った。
- ・ 民生委員・児童委員を対象にした男女共同参画研修会（67名参加）は、県の講師派遣事業を活用して困難を抱える当事者女性の現状及びその背景にある社会構造上の問題について研修会を行った。
- ・ 女性差別や性的マイノリティ問題、男女共同参画等を含む、人権問題全般に関する内容で研修会を開催した。コロナ禍の中ではあったが、多くの市民が参加できるように、午前・午後と2回の時間に分けて開催した。人権問題に多くの市民が関心をもってもらえるように、今後も機会があるごとに人権問題に関する啓発活動を継続していきたい。
- ・ 男女共同参画ワークショップの授業を枕崎中学校の1年生と3年生で行った。自分と他人との「違い」を認めることとは何かという問いからスタートし、自尊感情の育成と人間関係づくりについて学んだ。

④ 【重点的に取り組むこと1】の進捗状況

全体的に見ると、事業の企画・実施にあたっての配慮度は93.8%と高い。

研修会について、対象者の限定や開催を午前と午後に分けるなど工夫もみられる。

男女共同参画社会の形成に向けては市民一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解を深める必要があり、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている性別による固定観念の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究するとともに、これまで男女共同参画についての学習の機会の少なかった方の参加促進にも努める必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 小中学校での研修を充実することが必要だと思います。
- ・ 計画された事業に対しては高く評価できる。ただ、該当事業がない場合（学校教育課担当）が解消されないままで終わったのは今後の課題として考えるべきである。
また、市民への「男女共同参画」についての浸透はまだ十分とはいえない。
- ・ 研修会については、対象者の限定や、市民参加の開催を午前・午後に分けるなどひとりでも多くの方に参加していただき、男女共同参画社会への理解を深めてもらいたいという姿勢がみられて、すばらしい工夫と思う。今後も継続していただきたい。
- ・ 「研修会・講演会実施」一少ない。
- ・ 「たくさんの方が参加できるように」一回数や時間帯や会場を考える。
- ・ オンライン等での学習会を実施してもよいのでは。
- ・ 配慮度も93.8%と高く、研修会開催にも工夫がみられる点は評価できると思う。
- ・ 中学生対象の男女共同参画ワークショップ授業は続けてほしい。

【重点的に取り組むこと2】人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	・特設人権相談所開設 ・広報紙・ホームページによる広報・啓発	総務課	100%	A
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	・人権同和教育に関する教職員研修 ・人権教育啓発パンフレットの活用 ・人権に関するポスター、標語、作文コンテストへの応募等 (各学校での取組)	学校教育課	—	—
				※各学校において実施	
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVD等の整備及び貸し出し	企画調整課	75.0%	A
重点的に取り組むこと2・配慮度				86.7%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	該当事業なし	総務課	—	—
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	実施事業なし	福祉課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	1	1	1

④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	0	2
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	1	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	1
重点的に取り組むこと2・配慮項目	13	2	9
重点的に取り組むこと2・配慮度（13/15）	86.7%		A

④ 主な取組状況

- ・ 特設人権相談所開設については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催が中止となった。
- ・ 人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、「女性の人権ホットライン」強化週間等、広報紙やホームページや庁内グループウェアの掲示を行い、市民や職員への周知を図った。また人権週間においては市役所正面玄関に、人権週間コーナーを設置し啓発を行った。
- ・ 性の尊重に関する情報提供を行うことができなかった。今後は、「枕崎市人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係課等との連携を行いながら、理解促進に繋がる具体的な取組を行ってきたい。

⑤ 【重点的に取り組むこと2】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は86.7%となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施できなかった事業があった。

配慮項目別にみると、③実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別の現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

人権意識の形成において地域社会が与える影響は大きく、地域におけるあらゆる活動において性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むことが求められる。

市全体で男女共同参画社会の形成を促進させるためには、教育・学習の機会を増やすことが重要であるとともに、これまで行われてきた様々な人権に関する教育・学習に携わるあらゆる主体に、男女共同参画概念を浸透させるための取組を推進していく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 概ねうまく推進されているが、該当事業がなく評価できないまま終了したものも見受けられるので、今後、どの様に新計画で考えるのか検討する必要がある。
また、広報のあり方にひと工夫が求められる。（再度、参画社会とは、参画の視点とは何かを平易に示す必要あり。）
- ・ コロナ禍でなかなか取り組みづらい内容だと思う。地域の活動の中で何気なく行われている、性差別的な言動・行動に対して気づきを促す学習の機会を増やしていただきたい。
- ・ 各研修等に参加できないのなら各事業所、施設に出向いて勉強会を開く。
- ・ 市役所の職員等にも学習が必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止で実施できなかった事業があったのは残念であるが、今後も理解促進に繋がる取組を実施していただきたい。

【重点的に取り組むこと3】男女共同参画の推進を担う人材の育成

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	
8	人権問題に対する指導者養成の研修	・社会教育学級への啓発	生涯学習課	87.5%	A	
9	外国人に対するボランティアの育成	外国語ボランティア登録制度	企画調整課	50.0%	B	
10	女性リーダーの育成	・男女共同参画研修会の開催 ・県男女共同参画地域推進員の養成 ・まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援	企画調整課	100%	A	A
		・青少年講座，地域づくり成人講座，長期・短期公民館講座，リクエスト講座	生涯学習課	71.4%	B	
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
重点的に取り組むこと3・配慮度				87.8%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
9	外国人に対するボランティアの育成	該当事業なし	生涯学習課	—	—
46	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって，その内容に，性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	1
②事業の対象者を，「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や，性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく，家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	5	0	1
③事業実施にあたって，性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより，参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう，情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	5	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において，男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	3	1

⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	5	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	4	2	0
重点的に取り組むこと3・配慮項目	36	5	7
重点的に取り組むこと3・配慮度（36/41）	87.8%		A

④ 主な取組状況

- ・ 市人権問題啓発研修に加えて、社会教育学級の講座として人権問題全般に関わる研修を実施した。
- ・ 外国語ボランティア登録制度は近年派遣実績がなく、課題を把握できていない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、広く市民を対象とした講演会の開催ができなかった。今後はやり方を工夫して様々な研修会を開催し、男女共同参画について学ぶ機会を広く確保し、人材育成に努めたい。
- ・ 令和2年度は、前半は新型コロナウイルス感染症の影響で多くの講座が中止となったが、様々な対策を講じて年度後半にはほぼ通常通りの開催状況に戻った。以前は、囲碁講座や将棋講座など男性の参加が多い講座が主流だったが、近年は女性が1人でも気軽に参加できるような講座（フラワーアレンジメント講座、絵手紙講座、音楽講座、料理講座、手芸講座等）を開講した。また、講師を女性に依頼することで、女性の受講生が増加した。講座の終了後は、女性リーダーの活躍に繋げていければよいと思う。
- ・ 県男女共同参画地域推進員は現在2名で、令和3年度から市男女共同参画審議会委員として推進員も審議会委員に委嘱した。本市の男女共同参画推進のために連携して取り組んでいきたい。

⑤ 【重点的に取り組むこと3】の進捗状況

事業の企画実施にあたっての配慮度は87.8%である。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑧担当者の関連事業・研修への参加について、取組の強化を要する事業がある。

男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるために、男女共同参画フォーラムの開催や家庭・地域・職場・学校などのあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進を担う人材の養成・確保を継続して実施していく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 近年、外国人の居住が多くなったため、外国語ボランティア登録制度の充実が望まれる。
- ・ うまくいっていると思うので、現状に満足することなく、さらに前進させてほしい。
- ・ 県男女共同参画推進員を増やしていく取組みを強化していただき、県と一体となり、他の先を行く市を参考にしながら、リーダーとして本市が進むべき道すじを示していただければ、理解が広まるのではないかと。
- ・ 難しいと思うが若いリーダーを育てなければと思う。
- ・ 公民館講座やその他の会合等あらゆる集まりの機会を利用して広報する。
- ・ 男女共同参画の推進を担う人材育成は必須であるので、学ぶ機会を確保して人材育成に努めていただきたい。

【重点的に取り組むこと4】男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙での男女共同参画に関する連載	企画調整課	100%	A	A
		・「市内各学校 PTA 人権問題啓発研修会」 ・市民大学講座の実施	生涯学習課	87.5%	A	
12	職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80%	A	
重点的に取り組むこと4・配慮度				90.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	1	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと4・配慮項目	19	2	3
重点的に取り組むこと4・配慮度（19/21）	90.5%		A

③ 主な取組状況

- ・ L G B Tや困難を抱える女性など、従来の社会制度や慣行を見直すきっかけになるようなテーマで研修会を開催することができた。令和3年度より条例も施行されることから、市広報紙を活用した記事を掲載するなどし、更に意識啓発に努めたい。
- ・ 市内各学校のP T A活動の際に、人権問題啓発研修会を年1回以上開催するようにお願いしているところであるが、令和2年度はコロナ禍のため実施できない学校があった。また、市民大学講座においても新型コロナウイルス感染症の影響で多くの講座が中止となった。
- ・ 厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、各職場で育児休暇が取得しやすい環境をつくるため広報紙等による意識啓発に努める。

④ 【重点的に取り組むこと4】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.5%と高い。

配慮項目別にみると③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

社会制度や慣行はそれぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものである。しかし、これらの慣行等が結果的に男女に中立に機能しない場合や性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻む要因となり得ることから、市民・企業へリーフレット等を継続した意識啓発や働きかけを行うなど、さらに取組の強化を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 現状でよい。
- ・ ポスターやリーフレットによる啓発活動は、即効性はないものの続けることで少しずつ浸透するのではないかと。まず人の目に止まりやすいよう工夫することと、続けていくことが大切だと思う。
- ・ 資料だけでは判断しにくい。
- ・ 広報紙への連載は良いと思います。また、具体例を示して分かりやすい連載にする。
- ・ 従来の社会制度や慣行の見直しを促す研修会が開催できたことは評価できる。更なる意識啓発や働きかけに努めていただきたい。

【重点的に取り組むこと5】すべての人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会への参加 家庭児童相談員の配置 要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等 	福祉課	100%	A	
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会への参加 家庭児童相談員の配置 要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等 	福祉課	100%	A	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施 	総務課	100%	A	A
		<ul style="list-style-type: none"> 市管理職研修会 	学校教育課	100%	A	
		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画研修会の開催 広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
16	青少年の性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 市養護教諭研修会 	学校教育課	100%	A	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	83.3%	A	
20	啓発用リーフレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 広報紙やホームページによる広報・啓発 	企画調整課	100%	A	

21	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	・男女共同参画研修会の開催 ・DV対策庁内連絡会議の開催	企画調整課	87.5%	A
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	・広報紙やホームページによる広報 ・市内公共施設へのチラシ配布による広報 ・職員掲示板による広報	企画調整課	100%	A
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A
重点的に取り組むこと5・配慮度				90.2%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	未実施

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：13事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	3
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	9	0	4
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	7	0	6
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	10
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	10
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	6	7

⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシャル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	10	0	3
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	13	0	0
重点的に取り組むこと5・配慮項目	55	6	43
重点的に取り組むこと5・配慮度（55/61）	90.2%		A

④ 主な取組状況

- ・ 職員へのアンケートはメンタルヘルスに関するものであったため、ハラスメントに関する記載が可能であるかの認識が薄かった可能性がある。
- ・ 職員のモラル全般の向上や服務規律の厳正確保、人権同和教育の推進について、管理職への指導を行った。各学校が職員研修等を通して全職員で男女共同参画社会への理解を深め、継続的に意識を向上させていく必要がある。
- ・ 夏季自主研修会では、小学校から高校の養護教諭が集まり、性に関する指導についての事例研修を行った。その中で、男女がお互いを尊重し協力して生活しようとする態度を育てるための具体的な指導方法等について研修が深められた。また、当日は、LGBTの当事者を講師として招聘し、講演会を開催した。市内の養護教諭だけでなく、市職員も参加し有意義な研修となった。
- ・ 図書館において、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもを含めた啓発を行った。パープルリボンツリーやDVパネルの設置、広報紙やホームページ等を通してDV根絶の広報・啓発を行った。
- ・ 令和2年度はDVに関する研修会は開催できなかった。庁内連絡会議は6月に書面で開催し、関係課で情報共有や情報交換を行った。

⑤ 【重点的に取り組むこと5】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.2%と高い。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

また、デートDV防止に関する教育・啓発の推進については、令和2年度は未実施となっており、毎年継続して取り組む必要がある。

DVやセクシャルハラスメントなど、性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組を推進することは男女共同参画社会を形成していく上で喫緊の課題である。本市においても関係課や関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた総合的な施策展開に取り組んでいく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ これからLGBTの方は増加すると思われるので、研修が必要と思う。
- ・ 努力の成果が見受けられる。
- ・ DVについては、表面化しづらい内容であるだけに、周囲の理解がなければ、解決することも困難である。教育・学習により、相談しやすい環境を整えることがまず必要だと思う。
- ・ いつでも、誰でも気安く相談、話せる窓口があると良い。
- ・ 相談窓口やシェルターの整備が必要。
- ・ 事業の企画・実施にあたっての配慮度は90.2%と高く、評価できる。夏季自主研修会は有意義な研修となり良かったと思う。男女共同参画社会の形成に必要な暴力の根絶に向けて取組を推進していただきたい。

【重点的に取り組むこと6】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
26	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産後健康診査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児、6～7 か月児、9～11 か月児、1歳7～8 か月児、3歳児）、歯科健康診査（2歳児、2歳6か月児）、すくすくお誕生日教室、親子教室（2歳児、4歳児）、子育てサロン、予防接種、発達相談 	健康課	75.0%	A
27	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等：胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、特定健診、長寿健診、歯周疾患健診 ・保健指導：特定保健指導、ハイリスク者運動教室、糖尿病性腎症重症化予防事業 ・集団健康教育：特定健診結果報告会、成人講座、高齢者学級 ・家庭訪問：家庭訪問（精神・障害・生活習慣・その他） ・健康相談：総合健康相談、成人歯科ブラッシング相談 ・地域自殺対策強化：こころの相談会、SOSの出し方講座 ・健康づくり推進：市民健康教室、ヨガ体験事業 ・介護予防普及啓発：筋トレサロン、はつらつ塾、男性料理教室、高齢者栄養教室 ・地区組織活動：保健推進員活動事業、食生活改善推進員活動事業、健康指導員活動事業 	健康課	75.0%	A
28	生涯スポーツの充実	枕崎きばらん海クラブ	保健体育課	71.4%	B
重点的に取り組むこと6・配慮度				73.3%	B

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	1	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	2
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと6・配慮項目	11	4	9
重点的に取り組むこと6・配慮度（11/15）	73.3%		C

③ 主な取組状況

- ・ 母子保健サービスについては、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児協力ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への父親の参加を呼びかけていく必要がある。
- ・ 男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図っているが、多くの男性は予防や改善への意識・意欲が低いいため、事業参加者や相談者が少ない状況である。
- ・ 枕崎きばらん海クラブでは多種多様なスポーツを12教室開講し、子どもから大人まで幅広い年代の方が交流し、スポーツに親しんだ。より一層市民のニーズに答えていきたい。

④ 【重点的に取り組むこと6】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は73.3%となっており他の重点的に取り組むことと比べると配慮度が低くなっている。今後、事業を企画・実施する際には、様々な立場に立った男女共同参画の視点に配慮して行っていく必要がある。

配慮項目別に見ていくと③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データによる現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の浸透を図り、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もがその生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保てるよう心身の健康に関する支援を行っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 健康づくりの推進で、男性を参加させる方策があればと思います。男性だけが参加するプログラム（男性料理教室の拡大）
- ・ 専門性の強い実施事業が対象となるので、「男女共同参画」の視点をどうとらえるかがむつかしい面がある。どのように「視点」を可視化するかひと工夫する必要がある。
- ・ R4.4～法改定により、不妊治療の保険適用が施行されそう。不妊治療をされている方たちにとって、とても大きな改革で、本市でもこの波に乗り、助成等のPRを大きくしたらどうだろうか。
- ・ 包括・健康センターの活用。
- ・ 枕崎きばらん海クラブは市民の健康維持に貢献していると思います。
- ・ 配慮度の低いことについて検討し、多様なライフスタイル・サイクルに対応する男女共同参画の視点に立って事業を企画・実施していただきたい。

【重点的に取り組むこと7】性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				達成率	評価	評価
2	高齢者ボランティアの育成	・在宅福祉アドバイザー	地域包括ケア推進課	62.5%	B	
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	・「まくらざき家庭教育手帳」の作成	生涯学習課	87.5%	A	
30	子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法の規定による教育・保育の支給認定／延長保育事業／一時預かり事業／障害児保育事業（市内の認可保育所及びこども園） 病児保育事業（体調不良対応型・病児対応型） 放課後児童健全育成事業（学童保育） 	福祉課	100%	A	A
		<ul style="list-style-type: none"> 妊娠前：不妊治療助成 妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 乳幼児期：健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～11か月児、1歳7～8か月児、3歳児）、歯科健康診査（2歳児、2歳6か月児）、すくすくお誕生日教室、親子教室（2歳児、4歳児）、子育てサロン、予防接種、発達相談 	健康課	75.0%	A	
31	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター事業 子育て援助活動支援事業 子育て短期支援事業 要保護児童対策支援会議 	福祉課	100%	A	A
		<ul style="list-style-type: none"> 妊娠前：不妊治療助成 妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 産後：新生児聴覚検査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 乳幼児期：健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～11か月児、1歳7～8か月児、3歳児）、歯科健康診査（2歳児、2歳6か月児）、すくすくお誕生日教室、親子教室（2歳児、4歳児）、子育てサロン、 	健康課	75.0%	A	

		予防接種，発達相談				
		・子育て「すくすく講座」の実施 ・「家庭の日」の絵画・ポスター・標語の作品募集	生涯学習課	87.5%	A	
32	高齢者への生きがいづくりの支援	・シルバー人材センターの充実	福祉課	75.0%	A	A
		・高齢者学級の実施（枕崎校区・桜山校区。別府校区・金山校区） ・「ふれあい交流会」（別府校区のみ実施）	生涯学習課	75.0%	A	
33	介護保険サービスの充実	・介護関連施設の整備の充実	福祉課	100%	A	
重点的に取り組むこと7・配慮度				82.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：10事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって，その内容に，性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	0
②事業の対象者を，「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や，性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく，家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	10	0	0
③事業実施にあたって，性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより，参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう，情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	5	5	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において，男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	2	6
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が，固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	6
⑥実施に至る過程において，または事業終了時において，対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	1	6
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに，性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか，また，性別に起因する人権問題（DV，セクシュアル・ハラスメント，リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど），男女の人権の尊重に抵触していないか，その表現についての注意を払った。	6	0	4
⑧対象年度において，事業の担当者が市，県，関係機関等が実施する男女共同参画について，または関連する事業・研修等に参加した。	7	2	1
重点的に取り組むこと7・配慮項目	47	10	23
重点的に取り組むこと7・配慮度（47/57）	82.5%		A

③ 主な取組状況

- ・ 家庭教育手帳については、市民のアンケート等を生かして、家庭において固定的性別役割分担意識について考える内容を取り入れた。
- ・ 子どもの養育は落ち着いた家庭環境が必要であり、男女が共同していくことは基本であることから、そのうえでケースに応じた対応を図っている。また、様々な理由で養育できない時期や時間が発生した場合や、周りに子育てに関して相談できるものがない場合、男女に関係なくその家庭が孤立しないようケースに応じた対応を図っている。
- ・ 子育て支援に関して、主に母親と子どもを中心に支援を行っているが、父親の参画についても呼びかけていく必要がある。
- ・ 子育て「すくすく講座」は、年8回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月実施予定の1回が中止になった。また、「家庭の日」の絵画・ポスター・標語の作品は、市内の小・中学校合わせて956点の作品が提出され、応募をきっかけに家庭について考える場づくりにもつなげることができた。
- ・ シルバー人材センターの受託事業については、件数、契約金額とも前年度を下回った。課題は入会者の伸び悩みと退会者増加による会員の減少であり、このことが受託事業の減少の要因となっている。
- ・ 高齢者学級では人権に関わる研修を実施するように依頼しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの高齢者学級が中止になった。今後、男女共同参画に関する学習会も積極的に実施していくよう呼びかけていきたい。
- ・ 介護関連施設の整備では、別府中学校区については事業実施に必要な人材が確保されておらず、今後もその確保が見込めないため指定を取り消した。
- ・ 在宅福祉アドバイザーとしての訪問活動等の際に、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮し、活動を行っていただくように研修会で説明を行っている。

④ 【重点的に取り組むこと7】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は82.5%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、④研修テーマ、⑥アンケート等による男女別データの状況把握、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進行や価値観の変化に伴い、家族形態や生活形態の多様化が進んでいる。一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援や介護生活支援に係る多様なニーズへの対応を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 概ねうまくいっている。
- ・ 「在宅福祉アドバイザー」として活躍されている方々が、把握されている“個人としての尊厳を重視すべき点”について、具体的な事例があれば公開いただきたい。
- ・ どの部分が足りていないのか把握する。
- ・ 性別によって社会的不利益をこうむることのないよう自分の生き方が選択できるような環境の整備が重要。
- ・ 生活形態の多様化に対応し、支援に係る多様なニーズへの対応を図っていただきたい。

【重点的に取り組むこと8】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
25	介護休暇制度の推進	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	・リーフレットによる広報・啓発 ・新規雇用創出就労環境改善事業	水産商工課	80.0%	A	
35	育児休暇制度の推進	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	・家族経営協定の締結	農業委員会	100%	A	A
		・桜馬場地区農産物生産出荷協議会活動	農政課	66.7%	B	
重点的に取り組むこと8・配慮度				81.0%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	2
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	4	0	1

など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。			
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	4	0
重点的に取り組むこと8・配慮項目	17	4	19
重点的に取り組むこと8・配慮度(17/21)	81.0%		A

③ 主な取組状況

- ・ 就労環境の整備、介護・育児休業制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、男女雇用機会均等法の周知徹底や女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。
- ・ 市内事業者へ新規雇用創出就労環境改善事業の周知を図り、積極的に就労環境の改善・向上に取り組んでいく。
- ・ 令和2年度は、国の政策支援による農業者年金加入のため、2家族が家族経営協定を締結した。女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位向上のため、女性と男性が対等な「パートナーシップ経営」「ワーク・ライフ・バランス」の確保のためにも農業委員会だより等で積極的な周知をしていきたい。
- ・ 令和2年は新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、先進地研修視察ほか、様々な行事が中止になり交流を深める機会が少なかった。今年はコロナの状況を見ながら栽培講習会も兼ねて市内の團場見学を研修視察として実施する計画を立てている。女性会員にも積極的に参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。また、農産物の生産技術、経営能力が向上するように男女を問わず会員同士のコミュニケーションを図り、情報交換の場でもある会の行事や研修視察に参加しやすい環境を作る必要がある。農業を通しての会員の生きがいがづくりも推進する。

④ 【重点的に取り組むこと8】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は81.0%となっている。

配慮項目別にみると、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進展、人口減少、経済のグローバル化など社会経済環境の変化の中で、職場優先の考えや長時間労働、男性中心型労働の慣行は男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼす。また、女性の活躍を阻害する要因にもなっている。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という点からも要請される。男女が共に働きやすい環境づくりにより、仕事と生活の調和を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 現状に満足することなく、さらに充実させることを期待します。
- ・ 事業所としても数年前から最も取り組んでいる内容である。
- ・ ダイバーシティの推進は、社会の活性化のためなくてはならないものであり、ライフワークバランスの確保は重要なマネジメント業務である。
- ・ 各家庭と関わるまわりの人、企業等の意識改善
- ・ 一人ひとりの命が大切にされ、未来に希望を見だし、チャレンジできる環境が整備されること。
- ・ 仕事と生活の調和を図り、男女が認め合い共に働きやすい環境づくりを進めていただきたい。

【重点的に取り組むこと9】政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	・審議会・協議会等委員の名簿作成	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと9・配慮度				100%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
38	女性の提言機会の提供	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：1事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	0	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	0	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	0	0
重点的に取り組むこと9・配慮項目	3	0	5
重点的に取り組むこと9・配慮度（3/3）	100%		A

④ 主な取組状況

- ・ 審議会・協議会等の女性委員の比率及び比率の年次変化については、過去5年間において16～18%となっており、令和2年度は20%を超えたものの、目標として掲げている女性委員比率30%の達成は厳しい状況である。充て職などの委員がある審議会・協議会等もあるが、今後も女性委員登用の積極的な推進を継続して依頼していく。

⑤ 【重点的に取り組むこと9】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。

しかし、審議会・協議会等の女性委員比率30%という目標に対して20.6%と、依然として取組の強化が必要である。

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に女性のみならず、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域の声を反映していくことが必要であり、そのような場における男女共同参画を進めることが重要である。

国の第5次男女共同参画基本計画においても「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標を掲げており、家庭・地域・職場などあらゆる分野において意思決定の過程に多様な立場の人が参画する機会の拡大に向けた環境整備を進めていくことが必要である。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 運営委員会、審議会等の委員を幅広い女性に担ってもらおう。
- ・ 女性の提言機会の提供については、庁舎内及び外部に分けて実施できるよう今後の課題である。
- ・ 本市においても活躍されている女性はたくさんいると思う。行政内にも活躍されている女性が多数いらっしゃる中で、その方たちに先導していただき、情報収集する学びの場として、女性の異種業交流会等があれば良いと思う。
- ・ なかなか進まない。
- ・ 一人ひとりを大切に、人権を基本にした差別のない社会の実現。また、差別とは何か、定義と具体例を述べる必要がある。
- ・ 女性委員比率30%の目標へ取り組むとともに意思決定の家庭に多様な立場の人達が参画できる環境整備を進めていただきたい。

【重点的に取り組むこと 10】 地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
				割合	評価	評価
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	85.7%	A	
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	85.7%	A	
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する取組の推進	・枕崎市総合防災訓練 ・枕崎市地域防災計画の修正（枕崎市地域防災会議の開催）	総務課	83.3%	A	A
		・市総合防災訓練	企画調整課	—	—	
重点的に取り組むこと 10・配慮度				85.0%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	1	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	2	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	3
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0

⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと 10・配慮項目	17	3	4
重点的に取り組むこと 10・配慮度 (17/20)	85.0%		A

③ 主な取組状況

- ・ 生涯学習フェスティバルについては、鹿児島市で高校生町内会長として活躍している金子陽飛さんを講師としてお願いし、公民館長をはじめ未来を担う中高生も聴講してもらうよう計画していたが、中止となった。
- ・ 市総合防災訓練については、企画・準備に入る前に中止を決定したため、令和2年度は企画・実施への配慮を検討する機会がなかったが、地域防災計画の修正においては、毎年度見直しを行い、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が図られるよう修正している。今後も老若男女の特性に配慮した多様なニーズに対応できる防災事業に努める。

④ 【重点的に取り組むこと 10】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は85.0%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、④研修テーマについて、取組の強化を要する事業がある。

行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている状況があり、住民による自助・共助の力が求められている。しかし、地域社会の多様化・人口減少など急速な社会の変化を背景に、人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、持続可能な地域活力の醸成が難しくなっている。また、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が方針決定の場での女性・若年層など多様な人の参画を拒む要因となっていることが考えられる。

このような地域社会を取り巻く状況に対応していくため、一人ひとりに最も身近な暮らしの場である地域で男女共同参画を進めることを通して、人々の「人権意識の醸成」、「自治意識の向上」を培い、性別・世代・障害の有無などにかかわらず、誰もが自治の担い手として活躍できる新たなコミュニティづくりへの要請が高まっており、新たな取組を行っていく必要がある。

⑤ 外部評価（審議会）

- ・ 現状の取組みをさらに充実させるよう地道に取り組んでください。
- ・ 防災に関しては、介護保険事業所でもBCP作成が義務化されるなど、感染症に対して、また自然災害に対して日頃からチームとして備え、いかなる場合でも業務が継続できるように努力が求められている。性別役割分担意識は排除し、誰もが担い手として活動しなければ成り立たない。
- ・ 生涯学習フェスティバルの内容が何かずれてないか？
- ・ 誰もがその人らしく生きていける人権尊重の社会を女性だけでなく男性との協働作業によって実践していく。
- ・ 地域コミュニティ崩壊を招かないように誰もが担い手として活躍できる男女共同参画の視点に立つ地域づくりに取り組んでいかねばと思う。

【重点的に取り組むこと 11】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	・かごしま男女共同参画自治体研究会 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催	企画調整課	75.0%	A
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	66.7%	B
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・第2次男女共同参画プランの進行管理(実施事業No.47) ・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催(実施事業No.43) ・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催(実施事業No.44)	企画調整課	87.5%	A
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	・第2次枕崎市男女共同参画プランの進捗状況調査	企画調整課	100%	A
48	情報収集・提供	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
49	施策策定等に当たっての配慮	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 11・配慮度				82.1%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
				割合	評価
46	県地域推進員との連携	・該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：7事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	4
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	4

③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	3	4
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	2	4
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	5	0	2
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	7	0	0
重点的に取り組むこと 11・配慮項目	23	5	28
重点的に取り組むこと 11・配慮度（23/28）	82.1%		A

④ 主な取組状況

- ・ 県内有志の市町で構成する「かごしま男女共同参画自治体研究会」等を活用して、今後も情報交換や情報共有を行い、男女共同参画行政の推進に取り組んでいきたい。また、講演会等の情報を広く周知するため、今後も県や他市と連携し情報発信を行っていく。
- ・ 男女共同参画推進懇話会については、主に枕崎市男女共同参画推進条例案について協議を行った。コロナ禍で自主勉強会は開催できなかったが、それぞれの立場からの男女共同参画に関する意見が挙げられた。
- ・ 副市長が委員長で関係課長により構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」は、令和3年度から施行する「男女共同参画推進条例案」について協議を行った。
- ・ 次期計画策定の資料とするため、令和2年度に市民意識調査を行った。また、講演会等の情報についても広く周知するため、今後も県や他市と連携して情報発信を行っていく。

⑤ 【重点的に取り組むこと 11】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は82.1%となっている。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

市が実施する施策について、その施策が男女共同参画社会の形成の促進に直接関係しないものであっても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で、男女共同参画の視点に立ち全庁内に施策の見直しを進めていく必要がある。

⑥ 外部評価（審議会）

- ・ 積極的に取り組んでおり、高く評価できる。
- ・ 「かごしま男女共同参画自治体研修会」はすばらしいと思う。県や他市と連携して情報を発信していただきたい。
- ・ 取組状況や進捗状況の情報公開。皆が分かるように。
- ・ 公民館長の集まりや枕崎きばらん海クラブのインストラクターの集まりなどの時に説明し、納得してもらい、その後それぞれの場所で広報してもらおう。
- ・ 県や他市と連携し、情報発信を行い、男女共同参画の視点に立ち、施策の見直しなどを進めていただきたい。

5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年3月31日訓令第7号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

平成13年3月30日訓令第1号
平成14年11月18日訓令第4号
平成17年3月31日訓令第1号
平成18年3月31日訓令第16号
平成19年3月31日訓令第3号
平成21年3月31日訓令第2号
平成22年3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月18日訓令第4号）

この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第16号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第18条）

第4章 枕崎市男女共同参画審議会（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

枕崎市においても、平成14年3月に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を行ってきたが、配偶者等に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等は依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、枕崎市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別に関わりなく全ての人々が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(4) 事業者等 営利、非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 性別に関わりなく全ての人、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 全ての人、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する全ての人、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 全ての人、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、事業活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、活動環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 市及び市民等は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は前条各号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する枕崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発活動等必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 枕崎市男女共同参画審議会

(審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、枕崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募に応じた者

(3) 関係団体の推薦による者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている枕崎市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

(枕崎市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 枕崎市報酬及び費用弁償条例（昭和31年枕崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」

令和2年度実施状況報告書

令和4年3月発行

枕崎市企画調整課政策推進係

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地